



金沢市公報

号外第7号の7

平成17年(2005年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
規 則	
金沢市財務規則の一部を改正する規則 (財 政 課)	1
金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法 の財務規定等を適用する事業の財務に関する 特例を定める規則の一部を改正する規則 (")	9

金沢市契約規則の一部を改正する規則 (監 理 課)	10
金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則 (総 務 課)	11
金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正 する規則 (税 務 課)	12

規 則

金沢市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第38号

金沢市財務規則の一部を改正する規則

金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「行政改革推進課及び」を削り、「企業立地推進室」を「農業センター」に、「農業センター、保健所保健推進課、泉野福祉保健センター、元町福祉保健センター、駅西福祉保健センター」を「泉野福祉健康センター、元町福祉健康センター、駅西福祉健康センター、保健所地域保健課」に改め、同条第2号中「部長」を「局長」に、「金沢市役所部設置条例(昭和29年条例第37号)に定める部」を「金沢市事務分掌条例(平成17年条例第7号)に定める局」に、「教育次長」を「教育長」に改め、同条第3号中「泉野福祉保健センター」を「泉野福祉健康センター」に、「泉野福祉保健センター次長」を「泉野福祉健康センター次長」に、「元町福祉保健センター」を「元町福祉健康センター」に、「元町福祉保健センター次長」を「元町福祉健康センター次長」に、「駅西福祉保健センター」を「駅西福祉健康センター」に、「駅西福祉保健センター次長」を「駅西福祉健康センター次長」に改める。

第2条の3第2項、第4項及び第5項中「部長」を「局長」に改める。

第4条中「総務部長」を「総務局長」に、「部長(教育委員会にあっては、教育長)」を「局長」に改める。

第5条第1項中「部長」を「局長」に改める。

第6条中「総務部長」を「総務局長」に改める。

第10条中「総務部長」を「総務局長」に、「部長(教育委員会にあっては、教育長)」を「局長」に改める。

第17条中「部長」を「局長」に改める。

第20条及び第21条中「関係部長」を「関係局長」に改める。

第23条第1項中「部長」を「局長」に改める。

第25条中「関係部長」を「関係局長」に改める。

第26条第2項及び第31条中「総務部長」を「総務局長」に改める。

第57条第1項第1号中「福祉保健センター」を「福祉健康センター」に改め、同項第2号中「生活道路整備課」を「道路管理課」に改め、同項第3号中「生涯学習推進課」を「生涯学習課」に改め、同項第4号中「生活道路整備課」を「道路管理課」に、「第19号」を「第20号」に、「観光駐車場」を「金沢市役所・美術館駐車場(市長が指定する区画に限る。)

第70条中「第161条第1項第14号」を「第161条第1項第17号」に改める。

第100条第2項中「除権判決」を「除権決定」に改める。

第189条第2項第1号中「各部」を「各局」に改め、同項第2号中「同一部内」を「同一局内」に改める。

第190条中「総務部長」を「総務局長」に改める。

第191条中「部長」を「局長」に改める。

第192条第1項中「総務部総務課長」を「総務局総務課長」に改め、同条第2項中「総務部長」を「総務局長」に、「所管部長」を「所管局長」に改める。

第221条中「部長は」を「局長は」に、「関係部長」を「関係局長」に、「総務部長」を「総務局長」に改める。

第221条の2から第221条の4までの規定中「部長は」を「局長は」に、「総務部長」を「総務局長」に改める。

第221条の6第1項中「部長は」を「局長は」に、「総務部長」を「総務局長」に改め、同条第2項中「部長」を「局長」に改める。

第222条中「部長」を「局長」に改める。

第232条中「総務部長」を「総務局長」に改める。

第251条第2項中「総務課長」を「文書法制課長」に改める。

第259条中「総務部長」を「総務局長」に改める。

第260条中「部長」を「局長」に改める。

第262条第2項、第278条第2項及び第280条中「総務部長」を「総務局長」に改める。

第281条第1項中「部長は」を「局長は」に、「関係部長」を「関係局長」に改め、同条第2項中「部長は」を「局長は」に、「総務部長」を「総務局長」に改める。

第282条第2項中「総務部長」を「総務局長」に改める。

第293条中「部長」を「局長」に改める。

第294条の見出し中「部長等」を「局長等」に改め、同条中「部長は」を「局長は」に、「の処理に関しての部長(第4条、第5条、第10条、第17条及び第23条の所管事務の処理に関しての規定を除く。)は中央卸売市場長と、公設花き地方卸売市場所管事務の処理に関しての部長(第4条、第5条、第10条、第17条及び第23条の所管事務の処理に関しての規定を除く。)は公設花き地方卸売市場長」を「及び公設花き地方卸売市場所管事務の処理に関しての局長(第4条、第5条、第10条、第17条及び第23条の所管事務の処理に関しての規定を除く。)は卸売市場長」に改める。

別表第1甲表中

交通政策課	交通政策課長	自転車等返還手数料の収入に関する事務	所属職員	設置箇所の現金出納員が委任を受ける事務のうち現金出納員が指定する事務	を
国際文化課	国際文化課長	市民講座等の受講、冊子の頒布及び旧園邸・松向庵の利用に係る実費の収入に関する事務	所属職員		

国際文化課	国際文化課長	市民講座等の受講、冊子の頒布及び旧園邸・松向庵の利用に係る実費の収入に関する事務	所属職員	設置箇所の現金出納員が委任を受ける事務のうち現金出納員が指定する事務	に、
-------	--------	--	------	------------------------------------	----

総務課	総務課長	ア 入札保証金の出納及び保管に関する事務 イ 法定外公共物の使用料の収入に関する事務 ウ 市史編さん事務局で取り扱う市民講座等の受講及び冊子等の頒布に係る実費の収入に関する事務	所属職員		を
-----	------	--	------	--	---

総務課	総務課長	ア 入札保証金の出納及び保管に関する事務 イ 市史編さん事務局で取り扱う市民講座等の受講及び冊子等の頒布に係る実費の収入に関する事務	所属職員		に改
-----	------	---	------	--	----

め、同甲表税務課の項中「総務部所管」を「総務局所管」に改め、同甲表中

農林基盤整備課	農林基盤整備課長	農村下水道事業に係る歳入の収入に関する事務	所属職員
---------	----------	-----------------------	------

を

農林基盤整備課	農林基盤整備課長	ア 農村下水道事業に係る歳入の収入に関する事務 イ 法定外公共物の使用料の収入に関する事務	所属職員
---------	----------	--	------

に、

市民課	市民課長	ア 市民課（市民センターを除く。）で取り扱う許可、証明、閲覧等の事務に係る手数料等の収入に関する事務 イ 斎場の使用料の収入に関する事務	所属職員
-----	------	---	------

を

市民課	市民課長	ア 市民課（市民センターを除く。）で取り扱う許可、証明、閲覧等の事務に係る手数料等の収入に関する事務 イ 斎場の使用料の収入に関する事務（火葬炉使用料に限る。）	所属職員
-----	------	---	------

に、

保健衛生課	保健衛生課長	死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）の規定に基づく許可に係る手数料の収入に関する事務	所属職員
保健所	保健推進課長	保健所の事務に係る歳入及び駅西健康ホールの使用料の収入に関する事務	所属職員
福祉保健センター	福祉保健センター次長	福祉保健センターの事務に係る歳入に関する事務	所属職員

を

保健衛生課	保健衛生課長	ア 死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）の規定に基づく許可に係る手数料の収入に関する事務 イ 斎場の使用料の収入に関する事務（火葬炉使用料を除く。）	所属職員
福祉健康センター	福祉健康センター次長	福祉健康センターの事務に係る歳入に関する事務	所属職員
保健所	地域保健課長	保健所の事務に係る歳入及び駅西健康ホールの使用料の収入に関する事務	所属職員

に、

「生活福祉課 生活福祉課長」を「生活支援課 生活支援課長」に、

生活道路整備課	生活道路整備課長	道路占用料、駅前広場使用料、道路境界証明手数料、車道幅員証明手数料及び図面の閲覧又は照合の手数料の収入に関する事務	所属職員
河川課	河川課長	流水占用料等及び河川境界証明手数料の収入に関する事務	所属職員
市営住宅課	市営住宅課長	市営住宅に係る歳入の収入に関する事務	所属職員
都市計画課	都市計画課長	都市計画街路境界証明手数料及び都市計画基本図の写しの交付に係る実費の収入に関する事務	所属職員

を

都市計画課	都市計画課長	ア 都市計画街路境界証明手数料及び都市計画基本図の写しの交付に係る実費の収入に関する事務 イ 金沢駅周辺整備の土地区画整理事業に係る歳入の収入に関する事務	所属職員
交通政策課	交通政策課長	自転車等返還手数料の収入に関する事務	所属職員

に、

駅周辺整備課	駅周辺整備課長	金沢駅周辺整備の土地区画整理事業に係る歳入の収入に関する事務	所属職員
--------	---------	--------------------------------	------

を

道路管理課	道路管理課長	道路占用料、法定外公共物の使用料、駅前広場使用料、道路境界証明手数料、車道幅員証明手数料及び図面の閲覧又は照合の手数料の収入に関する事務	所属職員
内水整備課	内水整備課長	流水占用料等、法定外公共物の使用料及び河川境界証明手数料の収入に関する事務	所属職員
市営住宅課	市営住宅課長	市営住宅に係る歳入の収入に関する事務	所属職員

に、

生涯学習推進課	生涯学習推進課長	ア 中央公民館及び長町研修館の使用料の収入に関する事務 イ 市民大学講座等の受講及び照明施設設置運動場の照明費用に係る実費の収入に関する事務	所属職員
青少年課	青少年課長	ア キゴ山ふれあいの里研修館及びキゴ山少年自然の家の使用料の収入に関する事務 イ キゴ山天体観察センターの観覧料の収入に関する事務 ウ キゴ山少年自然の家の敷布の利用、キゴ山ふれあいの里研修館及びキゴ山少年自然の家で取り扱う文献複写並びに市民講座等の受講に係る実費の収入に関する事務	所属職員

を

生涯学習課	生涯学習課長	ア 中央公民館、長町研修館、キゴ山ふれあいの里研修館及びキゴ山少年自然の家の使用料並びにキゴ山天体観察センターの観覧料の収入に関する事務 イ 市民大学講座等の受講、照明施設設置運動場の照明費用、キゴ山少年自然の家の敷布の利用並びにキゴ山ふれあいの里研修館及びキゴ山少年自然の家で取り扱う文献複写に係る実費の収入に関する事務	所属職員
-------	--------	--	------

に改

め、同表乙表中「部長」を「局長」に改める。

別表第4中「都市政策部」を「都市政策局」に、「企画調整課長」を「企画課長」に、「農林部」を「産業局」に、「市民生活部」を「市民局」に、「福祉保健部」を「福祉健康局」に、「環境部」を「環境局」に、

土木部	道路等管理事務所	道路建設課長	所長	を
		生活道路整備課長		
		河川課長		
		用水・みち筋整備課長		
		緑と花の課長		
都市整備部	近江町市場再整備事務所	再開発課長	所長	

都市整備局	近江町市場再整備事務所	再開発課長	所長	に、
		道路等管理事務所	歴史建造物整備課長	
		緑と花の課長		
		道路建設課長		
		道路管理課長		
		内水整備課長		

女性センター	生涯学習推進課長	を	女性センター	生涯学習課長	に改める。
中央公民館			中央公民館		
長町研修館			長町研修館		
キゴ山ふれあいの里	青少年課長		キゴ山ふれあいの里		
キゴ山少年自然の家		キゴ山少年自然の家			
キゴ山天体観察センター		キゴ山天体観察センター			
キゴ山自然学習館		キゴ山自然学習館			

様式第2号中「総務部長」を「総務局長」に、「部長」を「局長」に改める。

様式第5号中「総務部長」を「総務局長」に、「主務部長」を「主務局長」に、「次長」を「部長」に、「部長」を「局長」に改める。

様式第21号その1第1葉(表)中

「ここには、各納期における納付額を納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法等を記入すること。」を

「この欄には、各納期における納付額を納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。」に改

め、同様式その2第1葉(裏)及びその3第1葉(裏)中

「この欄には、各納期における納付額を納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法等を記入すること。」を

「この欄には、各納期における納付額を納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。」に改

め、同様式その4を次のように改める。

口座振替納付の不能について (お知らせ)

あなたの納付額 (月分、納期限 年 月 日) が のため振替できませんでしたので、この納付書で、もよりの金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関で納めてください。

この納付書 (月 日現在作成) の発送と前後して納付された場合は、納付済にもかかわらず、この納付書がお手元に届くこともありますのでご了承ください。

年 月 日

様

様式第22号その1第2葉中

この欄には、各納期における納付額を納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法等を記入すること。を

この欄には、各納期における納付額を納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。に改

め、同様式その3中

あなたの住宅使用料 (月分、納期限 年 月 日) が振替不能となりましたので、至急最寄りの金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関で納めてください。 *本状 (月 日現在作成) の発送と前後して納付された場合は、納付済にもかかわらず本状がお手元に届くこともありますので御了承ください。を あなたの住宅使用料 (月分、納期限 年 月 日) が のため振替できませんでしたので、この納付書で、もよりの金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関で納めてください。 この納付書 (月 日現在作成) の発送と前後して納付された場合は、納付済にもかかわらず、この納付書がお手元に届くこともありますのでご了承ください。に改める。

様式第23号第1葉(裏)中

この欄には、各納期における納付額を納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法等を記入すること。を

この欄には、各納期における納付額を納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。に改

める。

様式第24号その1中

<p>ここには、各納期における納付額を納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法等を記入すること。</p>	を	<p>この欄には、各納期における納付額を納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。</p>	に改め、
---	---	--	------

同様式その2中

<p>ここには、各納期における納付額を納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法等を記入すること。</p>	を
<p>この欄には、各納期における納付額を納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。</p>	に改

め、同様式その3中

<p>あなたの母子・寡婦福祉資金償還金（納期限 年 月 日）が振替不能となりましたので、至急お近くの金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関で納めてください。</p>	を	<p>あなたの母子・寡婦福祉資金償還金（納期限 年 月 日）が のため振替できませんでしたので、この納付書で、もよりの金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関で納めてください。</p> <p>この納付書（ 月 日現在作成）の発送と前後して納付された場合は、納付済にもかかわらず、この納付書がお手元に届くこともありますのでご了承ください。</p>	に改める。
---	---	--	-------

様式第26号中「部 課委託職員」を「局 課委託職員」に改める。

様式第29号の備考第1項中「福祉保健センター」を「福祉健康センター」に改める。

様式第33号中

<p>本状（ 月 日現在作成）の発送と前後して納付された場合は、納付済にもかかわらず本状がお手元に届くこともありますので御了承ください。</p> <p style="text-align: center;">御 注 意</p> <p>1 延滞金 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（道路占用料及び河川占用料にあっては、年14.5パーセント）の割合（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントの</p>	を	<p>本状（ 月 日現在作成）の発送と前後して納付された場合は、納付済にもかかわらず本状がお手元に届くこともありますのでご了承ください。</p>	に改め、同
--	---	--	-------

<p>割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))を乗じて計算した金額です。</p> <p>2 異議申立て 本状に不服があるときは、本状を受け取った日の翌日から起算して30日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>3 納付の際には、納入通知書で納めてください。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、納入通知書を紛失された場合は、本状で納付して領収証書をお受け取りください。</p> <p>4 その他</p>		
--	--	--

様式の備考を削り、同様式を同様式(表)とし、同様式に次のように加える。

(裏)

御 注 意	
<p>1 延滞金 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、</p> <p>2 異議申立て及び訴えの提起 この通知に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>3 納付の際には、納入通知書で納めてください。</p> <p>4 その他</p>	<p>(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(道路占用料及び河川占用料にあっては、年14.5パーセント)の割合(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))を乗じて計算した金額です。</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。</p> <p>なお、この処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、異議申立てがあった日から3箇月を経過しても決定がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、納入通知書を紛失された場合は、本状で納付して領収証書をお受け取りください。</p>

備考

- 御注意の4その他には、必要に応じ滞納処分等を記入すること。
- この様式により難しいときは、収入役と協議して、これに準じた様式を用いることができる。

様式第33号の2中

<p>この欄には、納付額を納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法等を記入すること。</p>	を	<p>この欄には、納付額を納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。</p>	に改める。
---	---	---	-------

様式第88号中「部 課長」を「局 課長」に、「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第97号及び様式第97号の2中「部長」を「局長」に、「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第97号の3から様式第97号の5までの規定中「部長」を「局長」に改める。

様式第99号の3中「部 課長」を「局 課長」に改める。

様式第122号中「何々部何々課長氏名」を「局 課長氏名」に改める。

様式第130号及び様式第131号の2中「部 課長」を「局 課長」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第57条第1項第4号の改正規定（「第19号」を「第20号」に改める部分に限る。）、第70条の改正規定並びに様式第88号、様式第97号及び様式第97号の2の改正規定（「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の日前に交付された改正前の金沢市財務規則の規定による納入通知書等は、改正後の金沢市財務規則の規定にかかわらず、なお効力を有する。

金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第39号

金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則（昭和44年規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表病院事業勘定科目表中

		雑損失	控除対象外 消費税額償却	を
		厚生福利施設費	控除対象外 消費税額償却 報償費 消耗品費 消耗備品費 光熱水費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費 保険料 賃借料 委託料 通信運搬費 手数料	に
		雑損失		

改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

金沢市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第40号

金沢市契約規則の一部を改正する規則

金沢市契約規則(平成15年規則第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 せり売り(第25条)」を「第5章 せり売り(第25条) 第5章の2 長期継続契約(第25条の2)」に、「金沢市工事請負業者等選考会」を「金沢市請負業者等選考会」に改める。

第14条第2項中「予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約」を「次に掲げる契約」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約
- (2) 予定価格が1,000万円以上の建築物等の維持管理業務に係る委託契約
- (3) 予定価格が1,000万円以上の労働者派遣契約(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第26条第1項に規定する労働者派遣契約をいう。)
- (4) 給食調理及び給食配送に係る委託契約
- (5) 予定価格が1,000万円以上の情報システムの開発業務に係る委託契約

第14条第4項中「に規定する」を「各号に掲げる」に改め、同条第6項中「とともに」の次に「、第2項第1号に掲げる契約にあっては」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

(随意契約によることができる場合の手続)

第22条の2 令第167条の2第1項第3号及び第4号の規則で定める手続は、次のとおりとする。

- (1) 毎年度、4月1日(当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算の成立の日)以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる契約(物品の購入契約にあっては予定価格が80万円を、役務の提供を受ける契約にあっては予定価格が50万円を超えないと見込まれる契約を除く。以下この条において同じ。)に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を閲覧その他の方法により公表すること。
 - ア 契約の名称及び概要
 - イ 契約を締結する時期
- (2) 契約を締結する前において、当該契約に係る次に掲げる事項を閲覧その他の方法により公表すること。
 - ア 契約の相手方の決定方法及び選定基準
 - イ 契約の相手方となるための申請方法
- (3) 契約を締結した日以後遅滞なく、当該契約に係る次に掲げる事項を閲覧その他の方法により公表すること。
 - ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - イ 契約の相手方とした理由
 - ウ 契約金額

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 長期継続契約

(長期継続契約を締結することができる期間)

第25条の2 金沢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年条例第2号)に基づき、長期継続契約を締結するときは、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める期間を超えないものとする。

- (1) 事務用機器、車両等に関する賃貸借契約 7年
- (2) 施設の清掃及び警備に関する委託契約 5年
- (3) 施設の設備機器の運転及び保守管理に関する委託契約 5年

第37条の次に次の1条を加える。

(成績評定)

第37条の2 監督員及び検査員は、次に掲げる契約においては、その給付の内容について成績評定を行うものとする。

- (1) 金沢市小額工事契約事務取扱特例規則(昭和53年規則第55号)第2条第1号に定める小額工事以外の工事又は製造の請負契約
 - (2) 工事又は製造の請負に係る測量、調査及び設計の委託契約
 - (3) 予定価格が50万円を超える樹木等の維持管理又は清掃の委託契約
- 2 前項に定める成績評定は、同項第1号及び第2号に掲げる契約にあってはしゅん工検査後に、同項第3号に掲げる契約にあってはその業務終了前にこれを行うものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による成績評定の結果を契約者に通知するとともに、閲覧の方法により公表するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による通知を受けた契約者から、市長が定める期間内に書面により成績評定の結果についての説明を求められたときは、速やかにこれに回答しなければならない。
- 「第8章 金沢市工事請負業者等選考会」を「第8章 金沢市請負業者等選考会」に改める。
- 第50条の見出しを「(金沢市請負業者等選考会)」に改め、同条中「確保するため、金沢市工事請負業者等選考会」を「確保し、入札及び契約の制度の改善に係る施策を検討するため、金沢市請負業者等選考会」に改める。

- 第51条を次のように改める。
- (選考会の審議事項等)
- 第51条 選考会は、次に掲げる事項について審議するとともに、入札及び契約の手續の改善に関する事項について調査及び検討を行う。
- (1) 第2条第2項の規定による入札に参加する者に必要な資格の審査に関すること。
 - (2) 市長が別に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格に関すること。
 - (3) 市長が別に定める契約に係る指名競争入札に参加する者及び随意契約の相手方に係る候補者の選定に関すること。
 - (4) 第20条第1項の規定による指名の停止に関すること。
 - (5) 第37条の2第4項の規定による成績評定に対する説明の請求に係る回答に関すること。
 - (6) 第53条の規定による入札及び契約の過程における苦情の申立てに係る回答に関すること。
 - (7) その他請負業者の選定の公正を確保するために必要な事項

附則に次の1項を加える。

5 平成17年度中に締結する契約に限り、第14条第2項第2号及び第3号の規定にかかわらず、これらの規定中「1,000万円以上」とあるのは「1,500万円以上」とする。

別表中「総務部長」を「総務局長」に、「土木部長 都市整備部長」を「都市整備局長 土木部長」に改める。

附 則
この規則は、平成17年4月1日から施行する。

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第41号

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則
第1条 金沢市公舎貸与規則(昭和32年規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「所属部課」を「所 属」に改める。
別表東京公舎3号の項中「22,400円」を「26,247円」に改め、同表中東京公舎5号の項を削り、

「

東京公舎6号
東京公舎7号

」を「

東京公舎5号
東京公舎6号

」に改め、同表に次のように加える。

金沢公舎9号	金沢市橋場町9番23号	26,148円
--------	-------------	---------

第2条 金沢市公舎貸与規則の一部を次のように改正する。
別表金沢公舎1号の項を削り、同表中

金沢公舎2号	金沢市本町1丁目5番4号	51,168円	を
金沢公舎1号	金沢市本町1丁目5番4号	37,731円	に、
金沢公舎3号	金沢公舎2号		を
金沢公舎4号	金沢公舎3号		
金沢公舎5号	金沢公舎4号		
金沢公舎6号	金沢公舎5号		
金沢公舎7号	金沢公舎6号		
金沢公舎8号	金沢公舎7号		
金沢公舎9号	金沢公舎8号		

附 則

この規則中第1条の規定は平成17年4月1日から、第2条の規定は同月7日から施行する。

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第42号

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市税賦課徴収条例施行規則(昭和35年規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

(1) 総務局長

第2条第1項第2号中「総務部税務課」を「総務局税務課」に改め、同項第3号中「総務部資産税課」を「総務局資産税課」に改め、同項第4号中「総務部市民税課」を「総務局市民税課」に改め、同条第2項中「総務部資産税課」を「総務局資産税課」に改める。

第1号様式から第3号様式までの規定中「部 課」を「局 課」に改める。

第4号様式その1第1葉及び第2葉中

「 金 沢 市 」を「 石川県金沢市(市町村コード) 」に改め、同様式その3第2葉中

「 この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。 」を

「 この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。
石川県金沢市(市町村コード) 」に改め、同その3第3葉中

「 「注」記載事項は第1葉に同じ。 」を

「 「注」記載事項は第1葉に同じ。
石川県金沢市(市町村コード) 」に改め、同様式その4中

「 金沢市指定金融機関、金沢市指定代理
金融機関又は金沢市収納代理金融機関 」を

「
金沢市指定金融機関、金沢市指定代理
金融機関又は金沢市収納代理金融機関
石川県金沢市（市町村コード）」に改め、

同様式その5中 「金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市 部 課」を削り、

「
この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。」を

「
この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。
石川県金沢市（市町村コード）」に、

「
金沢市指定金融機関、金沢市指定代理
金融機関又は金沢市収納代理金融機関
石川県金沢市（市町村コード）」を

「
金沢市指定金融機関、金沢市指定代理
金融機関又は金沢市収納代理金融機関
石川県金沢市（市町村コード）」に改め、

同様式その6第2葉から第4葉までの規定中

「
金 沢 市」を「
石川県金沢市（市町村コード）」に改める。

第5号様式その1を次のように改める。

第5号様式その2(表)を次のように改める。

この領収済通知書は、直接機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

(表)

<p>納税者住所・氏名 金沢市</p> <p style="text-align: right;">様</p> <p>軽自動車税 口座振替納付の不能について (お知らせ)</p> <p>あなたの市税納付額が のため振替できませんでしたので、この納付書で、もよりの金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関で納めてください。</p> <p>この納付書(月 日現在作成)の発送と前後して納付された場合は、納付済にもかかわらず、この納付書がお手元に届くこともありますのでご了承ください。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">石川県金沢市(市町村コード)</p> <p style="font-size: small;">この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。</p>	<p style="text-align: center;">年度 軽 自 動 車 税 納 付 書 兼 領 収 証 書 (納期限 年 月 日)</p> <p style="text-align: right;">様</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">右記の金額を納付します。</td> <td style="width:50%;">整 理 番 号</td> </tr> <tr> <td>右記の金額を領収しました。</td> <td>納 付 額 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">領 収 日 付 印</td> <td>延 滞 金 円</td> </tr> <tr> <td>合 計 円</td> </tr> </table>	右記の金額を納付します。	整 理 番 号	右記の金額を領収しました。	納 付 額 円	領 収 日 付 印	延 滞 金 円	合 計 円	<p style="text-align: center;">軽自動車税納税証明書 (継続検査用)</p> <p style="text-align: right;">様</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">車 両 番 号</td> <td style="width:50%;">本 証 明 書 の 有 効 期 限</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table> <p>上記車両番号の軽自動車等に係る軽自動車税は、領収日付印欄に領収印のあるものに限り、滞納がないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">領 収 日 付 印</p> <p style="text-align: center;">金沢市長</p> <p style="text-align: center;">印</p> <p style="text-align: center;">裏面をお読みください。</p>	車 両 番 号	本 証 明 書 の 有 効 期 限		年 月 日	<p style="text-align: center;">年度 軽自動車税(振替不能分) 領 収 済 通 知 書</p> <p style="text-align: right;">納 納 納</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td>業 務 コ ー ド</td> <td>帳 票 コ ー ド</td> <td>年 度</td> <td>年 度 分</td> <td>区 分</td> <td>整 理 番 号</td> <td>備 考</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">領 収 日 付 印</td> <td style="text-align: center;">納 付 額 円</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="7" rowspan="2" style="text-align: center;">右記の金額を領収したので通知します (あて先)金沢市収入役 金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関</td> <td style="text-align: center;">延 滞 金 円</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計 円</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">石 川 県 金 沢 市 (市町村コード)</p>											業 務 コ ー ド	帳 票 コ ー ド	年 度	年 度 分	区 分	整 理 番 号	備 考					領 収 日 付 印							納 付 額 円				右記の金額を領収したので通知します (あて先)金沢市収入役 金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関							延 滞 金 円				合 計 円			
右記の金額を納付します。	整 理 番 号																																																												
右記の金額を領収しました。	納 付 額 円																																																												
領 収 日 付 印	延 滞 金 円																																																												
	合 計 円																																																												
車 両 番 号	本 証 明 書 の 有 効 期 限																																																												
	年 月 日																																																												
業 務 コ ー ド	帳 票 コ ー ド	年 度	年 度 分	区 分	整 理 番 号	備 考																																																							
領 収 日 付 印							納 付 額 円																																																						
右記の金額を領収したので通知します (あて先)金沢市収入役 金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関							延 滞 金 円																																																						
							合 計 円																																																						

第8号様式中

「注 上記処分について、不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。」

を

「注 この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、異議申立てがあった日から3箇月を経過しても決定がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

に改

める。

第9号様式中

「注 上記処分について、不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日（ただし、地方税法第19条の4に該当するものについては30日）以内に市長に対して異議申立てをすることができます。」

を

「注 この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日（地方税法第19条の4に該当するものにあつては、30日）以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、異議申立てがあった日から3箇月を経過しても決定がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

に改

める。

第10号様式中

「注 上記処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。」

を

「注 この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、異議申立てがあった日から3箇月を経過しても決定がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

に改

める。

第11号様式その2中

「注 上記処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日（ただし、地方税法第19条の4に該当するものについては30日）以内に市長に対して異議申立てをすることができます。」

「注 この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日（地方税法第19条の4に該当するものにあつては、30日）以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、異議申立てがあつた日から3箇月を経過しても決定がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

める。

第12号様式中

「注 上記処分について、不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日（ただし、地方税法第19条の4に該当するものについては30日）以内に市長に対して異議申立てをすることができます。」

「注 この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日（地方税法第19条の4に該当するものにあつては、30日）以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、異議申立てがあつた日から3箇月を経過しても決定がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

める。

第15号様式中

「注 上記処分について、不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。」

「注 この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、異議申立てがあつた日から3箇月を経過しても決定がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

める。

第17号様式及び第18号様式中 「金沢市長 氏 名 印」 を「金沢市長 印」に、

「注 上記処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長 に対して異議申立てをすることができます。」

「注 この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、異議申立てがあった日から3箇月を経過しても決定がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

める。

第19号様式中 「金沢市長 氏 名 印」 を「金沢市長 印」に、

「注 上記処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日（ただし地方税法第19条の4に該当するものについては30日）以内に市長に対して異議申立てをすることができます。」

「注 この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日（地方税法第19条の4に該当するものにあつては、30日）以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、異議申立てがあった日から3箇月を経過しても決定がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

める。

第20号様式及び第21号様式中

「注 上記処分について、不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日（ただし、地方税法第19条の4に該当するものについては30日）以内に市長に対して異議申立てをすることができます。」

「注 この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日（地方税法第19条の4に該当するものにあつては、30日）以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、異議申立てがあった日から3箇月を経過しても決定がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

める。

第22号様式その1(表)中

<p>なお、この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>還付する市税</p>	を	<p>に改め、同その1(裏)中</p>
---	---	---------------------

	<p>この欄には、還付金の受取方法を記入すること。</p>	を
--	-------------------------------	---

<p>この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。</p>	<p>この欄には、還付金の受取方法を記入すること。</p>	<p>に改め、同様式その2中</p>
---	-------------------------------	--------------------

<p>郵便はがき</p> <p>様</p>	を	<p>に、</p> <p>様</p>
-----------------------	---	--------------------

<p>なお、この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>過誤納となっている市税</p>	を	<p>に改め、同その2を同その2(表)</p>
--	---	-------------------------

とし、同その2に次のように加える。

(裏)

	<p>この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。</p> <p>お が は 便 郵</p>	
--	--	--

第22号様式その3 (表) 中

<p>「 なお、この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>還付する市税</p>	<p>を</p> <p>「 還付する市税</p>	<p>に改め、同その3 (裏) 中</p>
---	--------------------------	-----------------------

	<p>この欄には、還付金の受取方法を記入すること。</p>	<p>を</p>
--	-------------------------------	----------

<p>この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。</p>	<p>この欄には、還付金の受取方法を記入すること。</p>	<p>に改め、同様式その4中</p>
---	-------------------------------	--------------------

<p>郵便はがき</p> <p>様</p>	<p>を</p> <p>「 様</p>	<p>に、</p>
-----------------------	---------------------	-----------

<p>「 なお、この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>過誤納となっている市税</p>	<p>を</p> <p>過誤納となっている市税</p>	<p>に改め、同その4を同その4(表)</p>
--	-----------------------------	-------------------------

とし、同その4に次のように加える。

(裏)

	<p>この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。</p> <p>札 が は 便 郵</p>	
--	--	--

第23号様式その1中

<p>「 郵便はがき</p> <p>様</p>	<p>を</p> <p>様</p>	<p>に、</p>
<p>「 なお、この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>過誤納となっている市税</p>	<p>を</p> <p>過誤納となっている市税</p>	<p>に改め、同その1を同その1(表)</p>

とし、同その1に次のように加える。

(裏)

	<p>この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。</p> <p>お が は 便 郵</p>	
--	--	--

第23号様式その2中

<p>郵便はがき</p> <p>様</p>	<p>を</p> <p>様</p>	<p>に、</p>
<p>なお、この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>過誤納となっている市税</p>	<p>を</p> <p>過誤納となっている市税</p>	<p>に改め、同その2を同その2(表)</p>

とし、同その2に次のように加える。

(裏)

	<p>この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。</p> <p>お が は は 便 郵</p>	
--	--	--

第25号様式中

郵便はがき	を		に改め、
様		様	

重要

至急開封してください。

年 月 日 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市 部 課	を削り、
----------------------------------	------

<p>この欄には、納付額を納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法等を記入すること。</p> <p>納付書兼領収証書</p>	を	<p>納付書兼領収証書</p>	に、
---	---	-----------------	----

	<p>この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。</p>	を
--	-------------------------------------	---

石川県金沢市 (市町村コード)		<p>この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。</p> <p>石川県金沢市 (市町村コード)</p>	に改め、同様式を同様式その1 (表) と
-----------------	--	--	----------------------

し、同その1に次のように加える。

(裏)

	<p>この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。</p>	
	<p>札 が せ 假 郵</p>	

第25号様式に次のように加える。

その2

<p>郵便はがき</p>	<p>再振替のご案内(督促状)</p> <p>あなたの 〇〇 〇〇 〇〇 が口座振替 できませんでしたので 〇〇 〇〇 〇〇 に再度振替いたします。 前日までに預金残高にご配慮ください。 再振替日までに金融機関の窓口で 納付されますと、二重納付となります のでご注意ください。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 金沢市長 印</p>	<p>この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。</p>															
	<p>様</p>																
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">年度</td> <td style="width: 10%;">年度分</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>整理番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td>税 額</td> <td>延滞金</td> <td>合 計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table>	年度	年度分			整理番号					税 額	延滞金	合 計	円	円	円	
年度	年度分																
	整理番号																
税 額	延滞金	合 計															
円	円	円															
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">納期限</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>	納期限															
納期限																	

第26号様式中

<p>重 要</p>
<p>整理番号</p>
<p>至急開封してください。</p>
<p>年 月 日</p> <p>金沢市広坂1丁目1番1号</p> <p>金沢市 部 課</p>

を削り、

<p>*本書（ 現在作成）の発送と前後して納付された場合は、行き違いですからご容赦ください。この催告書又は先に送付してあります納税通知書で、最寄りの金融機関で納めてください。</p>	<p>この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。</p>	<p>を</p>
---	-------------------------------------	----------

<p>*本書（ 現在作成）の発送と前後して納付された場合は、行き違いですからご容赦ください。この催告書又は先に送付してあります納税通知書で、最寄りの金融機関で納めてください。</p>	<p>この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。</p>	<p>に改める。</p>
<p>石川県金沢市（市町村コード）</p>	<p>石川県金沢市（市町村コード）</p>	

第30号様式及び第31号様式中

<p>なお、この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。</p>	<p>を</p>
---	----------

<p>この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、異議申立てがあった日から3箇月を経過しても決定がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	<p>に改める。</p>
---	--------------

第34号様式中

<p>ここには、納付すべき税額を納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法等を記入すること。</p>	<p>を</p>
--	----------

「 ここには、納付すべき税額を納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合に改
 における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。 」

める。

第35号様式その1第1葉及び第2葉を次のように改める。

第1葉

(表)

様	整理番号
---	------

(裏)

この欄には、この税金の賦課の根拠となった法律及び条例の規定の要旨、各納期における納付額を納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

第2葉

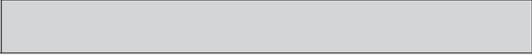
(表)

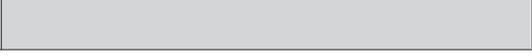
納税者住所・氏名	年度	市民税 県民税	納税通知書	下記の各期別ごとの納付額を、それぞれの納期限までに金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関で納めてください。 年 月 日	印			
様		金沢市長						
区 分	課税標準額	千円	市民税額	円	県民税額	円	通知書番号	整理番号
所得 割	総所得金額						市民税及び県民税の 合計税額 + 円	特別徴収税額及び既納付税額
	山林所得金額							円
	分 離 課 税 の 所得 金額	短期譲渡						この納税通知書で納める税額
	長期譲渡 株式等譲渡 先物取引							円
	小計						所得割より控除しきれなかった 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額	円
	配当控除等						各期別ごとの納付額	納 期 限
	定率控除額						第1期	円 年 月 日
	定率控除後の所得割額						第2期	円 年 月 日
	配当割額控除額等						第3期	円 年 月 日
	計						第4期	円 年 月 日
均 等 割						随 時	円 年 月 日	

(裏)

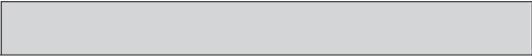
前葉の裏面の記載事項を引き続き記入すること。

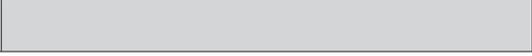
第35号様式その1第8葉中

「」を
この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。」

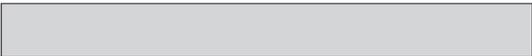
「石川県金沢市(市町村コード) 」に、
この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。」

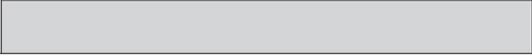
「金 沢 市」を「石川県金沢市(市町村コード)」に改め、同第8葉を同その1第10葉とし、同その1第7葉中

「」を
この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。」

「石川県金沢市(市町村コード) 」に、
この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。」

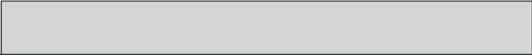
「金 沢 市」を「石川県金沢市(市町村コード)」に改め、同第7葉を同その1第9葉とし、同その1第6葉中

「」を
この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。」

「石川県金沢市(市町村コード) 」に、
この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。」

「金 沢 市」を「石川県金沢市(市町村コード)」に改め、同第6葉を同その1第8葉とし、同その1第5葉中

「」を
この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。」

「石川県金沢市(市町村コード) 」に、
この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。」

「金 沢 市」を「石川県金沢市(市町村コード)」に改め、同第5葉を同その1第7

葉とし、同その1第4葉中

「」を
この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。

「 石川県金沢市 (市町村コード) 」に、
この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。

「」を「」に、
「 金 沢 市 」を「 石川県金沢市 (市町村コード) 」に改め、同第4葉を同その1第6

葉とし、同その1第3葉中

「」を
この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。

「 石川県金沢市 (市町村コード) 」に、
この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。

「」を「」に、
「 金 沢 市 」を「 石川県金沢市 (市町村コード) 」に改め、同第3葉を同その1第5

葉とし、同その1第2葉の次に次のように加える。

第3葉・第4葉

(表)

前葉の裏面の記載事項を引き続き記入すること。

(裏)

表面の記載事項を引き続き記入すること。

第35号様式その2第1葉を同第1葉(表)とし、同第1葉に次のように加える。

(裏)

この欄には、この税金の賦課の根拠となった法律及び条例の規定の要旨、納付額を納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

第35号様式その2第2葉(表)を次のように改める。

(表)

前葉の裏面の記載事項を引き続き記入すること。

第35号様式その2第3葉中「前葉」の次に「の裏面」を加え、同第3葉を同第3葉(表)とし、同第3葉に次のように加える。

(裏)

表面の記載事項を引き続き記入すること。

第35号様式その2第4葉中

「 [] を
この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。」

「 石川県金沢市(市町村コード) [] に、
この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。」

「~~金 沢 市~~」を「~~金 沢 市~~」に、

「 [金 沢 市] 」を「 [石川県金沢市(市町村コード)] 」に改め、同様式その3を次のよう
に改める。

その3

第1葉

(表)

整理番号		
様		
金融機関等		
店 舗 名		
預貯金種別	振替方法	
口座番号		
口座名義人		

(裏)

この欄には、この税金の賦課の根拠となった法律及び条例の規定の要旨、各納期における納付額を納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

第2葉

(表)

納税者住所・氏名	年度	市民税 県民税	納税通知書 (口座振替用)	下記の各期別ごとの納付額を、それぞれの納期限までに金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関で納めてください。 なお、あなたの納付額は、あなたが指定された預金口座から振替することになっています。		年 月 日	印
	様		金沢市長				

区 分	課税標準額 千円	市民税額 円	県民税額 円	通知書番号	整理番号
所得割	総所得金額			市民税及び県民税の 合計税額 +	特別徴収税額及び既納付税額
	山林所得金額				円
	分離課税の 短期譲渡所得金額				この納税通知書で納める税額
	長期譲渡 株式等譲渡 先物取引				
	小計			所得割より控除しきれなかった 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額	円
	配当控除等 定率控除額			各期別ごとの納付額	納 期 限
	定率控除後の所得割額			第1期	円 年 月 日
	配当割額控除額等 計			第2期	円 年 月 日
	均等割			第3期	円 年 月 日
				第4期	円 年 月 日
			随時	円 年 月 日	

(裏)

前葉の裏面の記載事項を引き続き記入すること。

第3葉・第4葉

(表)

前葉の裏面の記載事項を引き続き記入すること。

(裏)

表面の記載事項を引き続き記入すること。

第35号様式その4第2葉を次のように改める。

第2葉

この欄には、この税金の賦課の根拠となった法律及び条例の規定の要旨、各納期における納付額を納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

第35号様式その4第3葉から第8葉までの規定中

「金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関」を

「金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関」に、石川県金沢市(市町村コード)

「金 沢 市」を「石川県金沢市(市町村コード)」に改める。

第39号様式その1第2葉(表)中「持分相当分」を「持分相当額」に改め、同第2葉(裏)を次のように改める。(裏)

この欄には、この税金の賦課の根拠となった法律及び条例の規定の要旨、各納期における納付額を納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

第39号様式その1第5葉及び第6葉中

「[]」を「[]」を
この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。

「石川県金沢市(市町村コード)」に、
この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。

「[]」を「[]」に、

「金 沢 市」を「石川県金沢市(市町村コード)」に改め、同その1第7葉から第10

葉までの規定中

「
 _____」を
 この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。

「
 石川県金沢市（市町村コード） _____」に、
 この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。

「~~取寄せの振替はご用~~」を「~~取寄せの振替はご用~~」に、
 「金 沢 市」を「石川県金沢市（市町村コード）」に改め、同様式その2第2葉（表）
 中「持分相当分」を「持分相当額」に改め、同第2葉（裏）及び同様式その3第1葉（裏）を次のように改める。
 （裏）

この欄には、この税金の賦課の根拠となった法律及び条例の規定の要旨、各納期における納付額を納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

第39号様式その3第1葉（表）中「持分相当分」を「持分相当額」に改め、同その3第2葉以降中

「
 金沢市指定金融機関、金沢市指定代理
 金融機関又は金沢市収納代理金融機関 _____」を

「
 金沢市指定金融機関、金沢市指定代理
 金融機関又は金沢市収納代理金融機関 _____」に、
 石川県金沢市（市町村コード） _____」

「金 沢 市」を「石川県金沢市（市町村コード）」に改める。

第40号様式（表）を次のように改める。

（表）

第 号
固 定 資 産 評 価 員 証
氏 名
（ 年 月 日生 ）
年 月 日発行
金沢市長
印

第41号様式(表)を次のように改める。

(表)

第 号 固 定 資 産 評 価 補 助 員 証 氏 名 { 年 月 日生 } 年 月 日発行 金 沢 市 長 印

第42号様式その1第1葉(表)中

「この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。」を
 「この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。 石川県金沢市(市町村コード)」に改め、同第1葉(裏)を次のように改める。

(裏)

この欄には、この税金の賦課の根拠となった法律及び条例の規定の要旨、納付額を納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

第42号様式その1第2葉(表)中

「~~租~~を「~~租~~」に、
 「金 沢 市」を「石川県金沢市(市町村コード)」に改め、
 同様式その2第1葉(表)中
 「この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。」を
 「この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。 石川県金沢市(市町村コード)」に、
 「金 沢 市」を「石川県金沢市(市町村コード)」に改め、同様式その2第2葉を次のように改める。

第2葉

この欄には、この税金の賦課の根拠となった法律及び条例の規定の要旨、納付額を納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

第42号様式その3第1葉(裏)を次のように改める。

(裏)

この欄には、この税金の賦課の根拠となった法律及び条例の規定の要旨、納付額を納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

第54号様式中

「 また、この通知書に記載された事項について、不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に異議申立てをすることができます。 」を

「 この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。 」

また、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、異議申立てがあった日から3箇月を経過しても決定がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。 」に改

める。

第57号様式の2中

「 また、この通知書に記載された事項について、不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に異議申立てをすることができます。 」を

「 この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。 」

また、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、異議申立てがあった日から3箇月を経過しても決定がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。 」に改

める。

第59号様式中

「 また、この通知書に記載された事項について、不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に異議申立てをすることができます。」

を

「 この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。」

また、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、異議申立てがあった日から3箇月を経過しても決定がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

に改

める。

第62号様式中

「 また、この通知書に記載された事項について、不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に異議申立てをすることができます。」

を

「 この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。」

また、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、異議申立てがあった日から3箇月を経過しても決定がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

に改

める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に交付された改正前の金沢市税賦課徴収条例施行規則の規定による納入通知書等は、改正後の金沢市税賦課徴収条例施行規則の規定にかかわらず、なお効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の第4号様式、第35号様式、第39号様式及び第42号様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

平成17年(2005年)3月31日 印刷
平成17年(2005年)3月31日 発行

定価 100円

発行人
発行所

印刷者 石川県金沢市玉銚4丁目166番地
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄